機関別評価における
大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置
―概要及び手続―

2024年５月10日（金）　公益財団法人　大学基準協会

Contents

背　景
措置の内容

背　景

評価の歩み

第1期

自己点検・評価の実質化

第２期

内部質保証の構築・機能化

第３期

内部質保証システムの有効性

評価の歩み

大学評価における内部質保証に関する提言の傾向

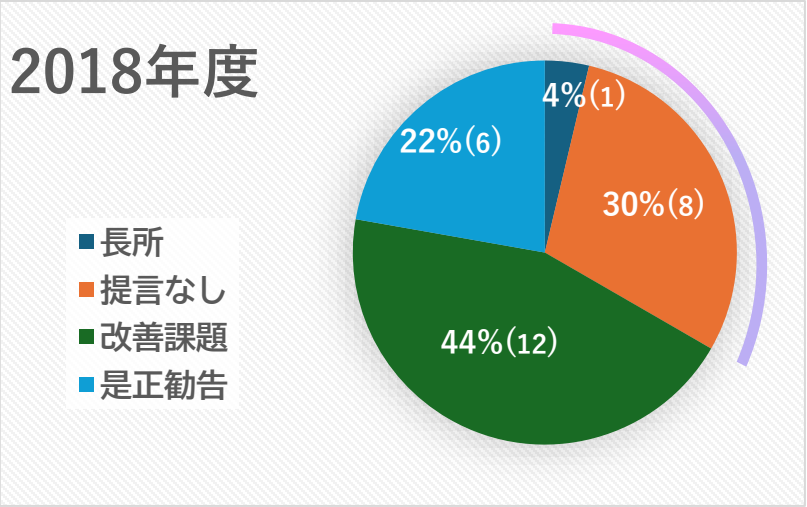

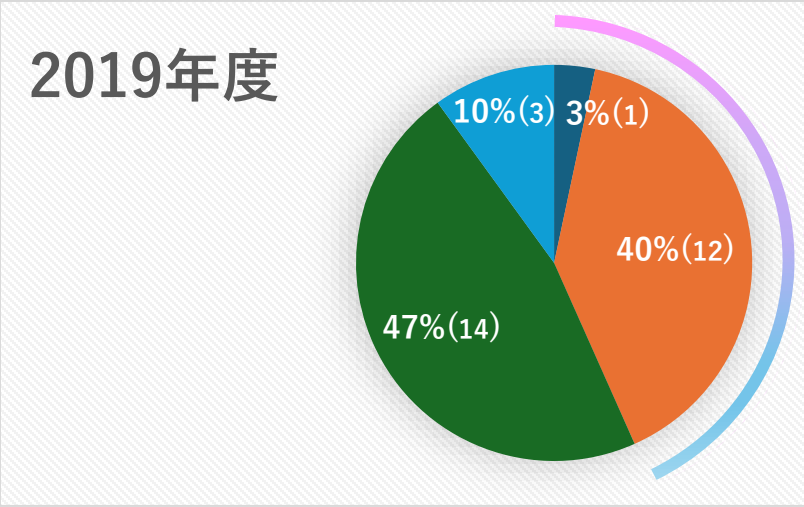

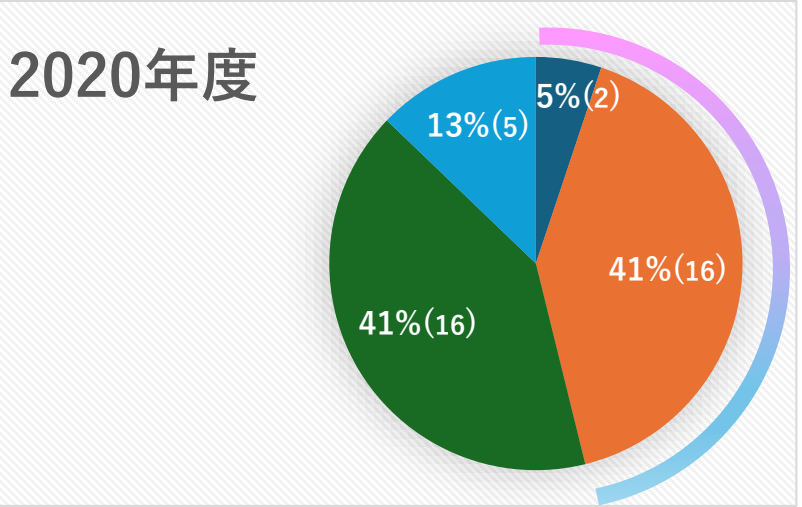

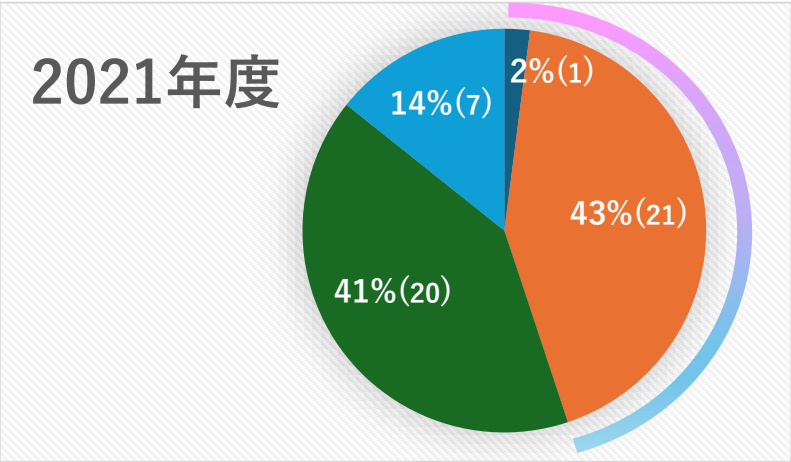

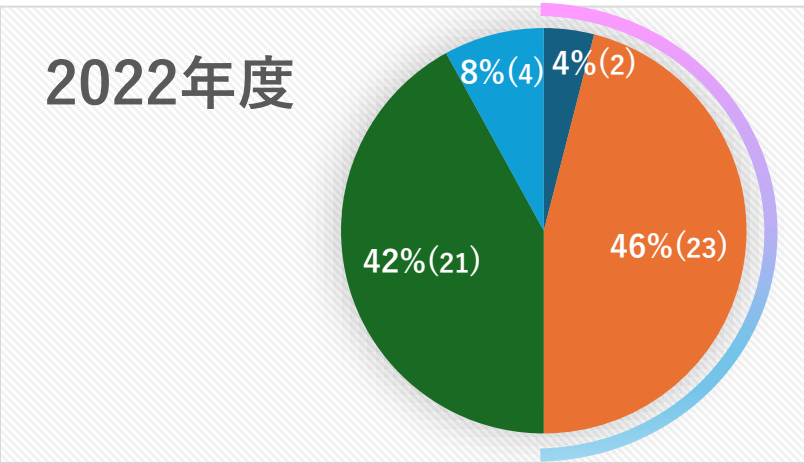

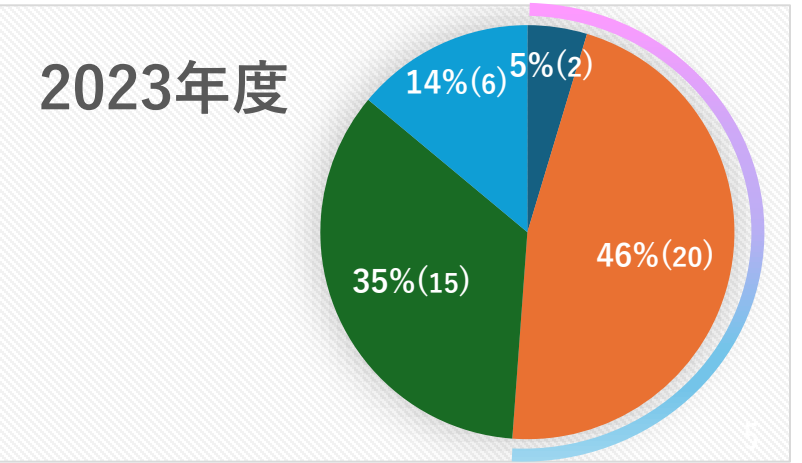

大学評価における評価結果に基づき集計。カッコ内は大学数。

評価の歩み

第４期

学習成果を基軸に据えた
内部質保証の重視とその
実質性を問う評価

第３期

内部質保証システムの有効性

第２期

内部質保証の構築・機能化

第1期

自己点検・評価の実質化

社会の動向と大学と評価

大学の使命

大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育及び学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造及び活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。

（大学基準より）

人口減少

技術革新

グローバリゼーション

持続可能な発展

急速な社会の変化
新たな社会のテーマ

大学には、使命やそれをいかに果たすかを常に問い続けることがこれまで以上に求められている。

こうした要請に応える評価の実現

質保証システムの改革の方向性

客観性の確保

透明性の向上

先導性・先進性の確保
（柔軟性の向上）

厳格性の担保

学修者本位の大学教育の実現
社会に開かれた質保証の実現

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）
中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2022年３月18日）

質保証システムの改革の方向性

社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先導的・先進的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、最低限の水準を厳格に担保しつつ大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや内部質保証の体制・取組が優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう。

認証評価制度の改善・充実の方向性
【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】
〇認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）
中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2022年３月18日）

質保証システムの改革の方向性

評価対象大学等において，内部質保証体制が整っており，その体制に即した取組がなされていると判断される場合には，次回の評価においてその体制や取組が維持，向上されていることを確認しつつ，評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに，その検討結果の速やかな実施に努めること。

（「「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえた各認証評価機関における取組の充実等について（依頼）」令和６年３月２９日　文部科学省高等教育局長）

措置の内容

概要

各大学の自律的な質保証活動への信頼を基礎に、創意工夫によるさらなる個性の伸張と、それによる理念・目的の実現を後押しすることを目的に、一定の要件を満たしている大学に対して弾力的な措置を実施。

「点検・評価報告書」の「現状分析」の記述について、評価項目ごとでなく、章ごとに作成することを選択できる（一部を除く）。

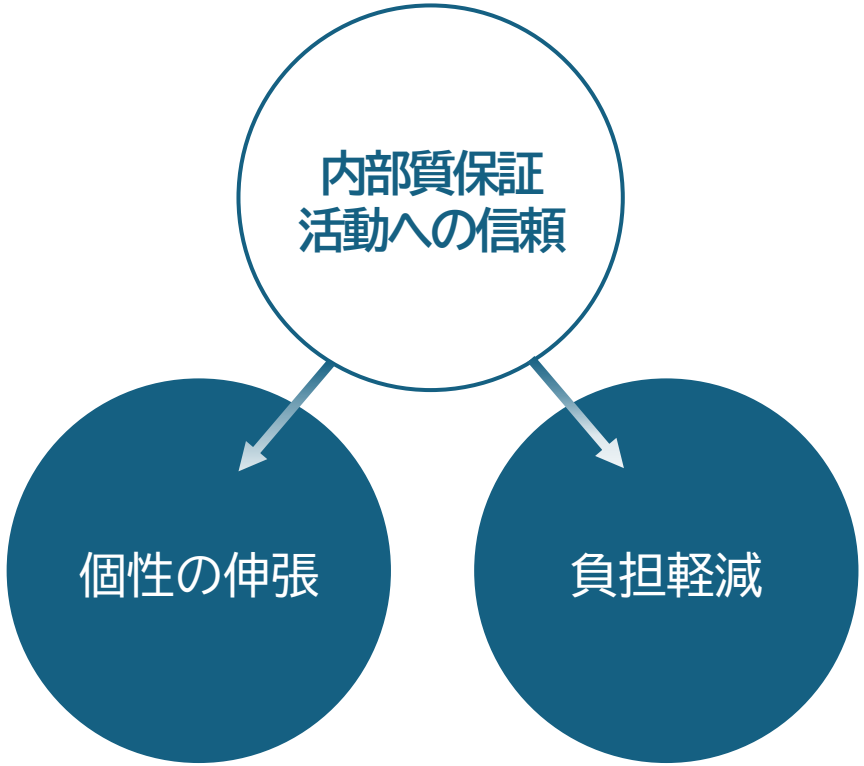

できること・求められること

内部質保証活動への信頼

持続的な内部質保証活動

教育の充実と学習成果の向上のための取り組み

ステークホルダーへの説明責任

個性の伸張　負担軽減

評価項目によらず項目立てをすることができる。

→大学独自の切り口から点検・評価できる。

→点検・評価する内容が焦点化されることにより、報告書作成の負担軽減につながる。

点検・評価報告書の構成イメージ

基準４　教育・学習

1. 現状分析

評価項目①

・・・

要件

前回の第３期機関別認証評価において以下の要件を満たすこと。

① **適合の判定を受けている。**（追評価により適合となった場合を除く。）

② **前回の第３期認証評価の評価結果が、以下の全要件を満たしている。**

ア）基準２「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。

イ）基準４「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。

ウ）基準４「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。

③ **①及び②を満たしたうえで以下の要件を満たす。**

エ）弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している（全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする）。

※ 改善報告書の検討結果において、②のア）～ウ）の要件にかかる事項の改善が認められると判断された大学も要件を満たすものとして扱う。ただし、指摘を受けた事項の一部について引き続き改善が求められている場合は、要件を満たさないものとして取り扱う。

手続

前回の機関別認証評価	要件ア）～ウ）を満たした大学名の公表	要件エ）の確認申請	全要件充足の判断と通知
2018年度	公表済み	2024 年５月末	2024 年６月
2019年度	公表済み	2024 年10月末	2024 年12月

要件エ）の確認申請

- 提出書類
  弾力的措置にかかる申請書（大学評価ハンドブック　様式17）

- 要件
  弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している（全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする）。

- 提出先

〒162-0842　東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13　大学基準協会　評価事業部　評価第１課　宛て

（封筒の表書きに「弾力的措置にかかる申請書　在中」と記してください。

問い合わせ先
公益財団法人　大学基準協会　評価研究部　企画・調査研究課
https://www.juaa.or.jp/　✉kikaku<at>juaa.or.jp
<at>を@にしてください。